

# 参 考 资 料

参考資料1

監査対象貸付金一覧表

- (注)① 貸付金名●印の貸付金は、基金を原資とする貸付金であり、予算額欄には基金額を記載しています。  
 ② 貸付金名▲印の貸付金は、市の外郭団体等が実施している貸付金であり、予算額欄の金額は市の予算ではなく、外郭団体等の予算等です。  
 ③ 市が貸付金原資を貸付・預託している間接貸付金についての指摘・意見数は、市の直接の貸付と市の貸付先から最終借主への貸付の両貸付についての指摘・意見数です。

(単位:千円)

担当局	各論該当頁	貸付金名	H23年度 予算額	H23年度 貸付金額	H23年度末 貸付残高 (元本)	H23年度末 延滞額 (元本)	指摘 数	意見 数
総務企画局	1-1	留学生資金貸付金 ▲	9,000	3,370	1,901	144	0	0
財政局	2-1	福岡市施設整備公社貸付金	74,960	48,972	0	0	0	1
市民局	3-1	集会施設用地購入資金融資(預託金)	13,198	6,686	0	0	0	2
	3-8	福岡市若年者専修学校等技能習得資金	5,619	2,556	16,072	4,215	0	3
	3-15	福岡市消費者訴訟資金貸付金	500	0	0	0	0	2
	3-23	更生資金貸付金 ▲	0	0	2,764	2,764	1	2
子ども未来局	4-1	母子・寡婦福祉資金貸付金	718,088	502,468	7,161,102	2,821,757	4	5
	4-21	福岡市家庭的保育事業敷金貸付金	4,000	1,628	2,184	0	0	3
	4-33	福岡市私立幼稚園振興資金貸付金	981,095	443,335	0	0	0	2
	4-42	福岡市貸付分園貸付金	7,350	0	26,713	0	0	2
	4-51	民間保育所施設整備資金貸付原資貸付金	15,042	14,000	0	0	2	4
保健福祉局	5-1	災害援護資金	2,500	0	574,251	218,200	1	0
	5-10	福岡市災害援護臨時貸付金	0	0	669,195	199,725	1	1
	5-15	福岡市国民健康保険高額療養費貸付基金 ●	65,000	362,865	0	0	0	0
	5-24	福岡市立病院機構施設・設備整備事業資金	402,000	324,000	881,000	0	0	0
	5-36	福岡市障がい者高齢者住宅整備資金貸付	7,400	2,100	0	0	0	0
	5-49	福岡市介護保険資金貸付 ●	60,000	98,644	0	0	0	0
	5-59	生活保護世帯等一時貸付金	30,000	29,000	0	0	1	0
経済観光文化局	6-1	福岡市商工金融資金制度	127,040,000	117,040,000	0	0	0	2
	6-10	九州労働金庫貸付金	300,000	300,000	0	0	1	2
	6-18	空港周辺整備機構貸付金	0	0	150,465	0	0	0
	6-23	公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー コンベンション開催資金 ▲	10,000	0	0	0	0	3
農林水産局	7-1	福岡市農林業金融資金	1,240,000	175,223	0	0	0	3
	7-8	福岡市漁業協同組合貸付金	1,000,000	1,000,000	0	0	4	4
	7-22	福岡県漁業信用基金協会貸付金	96,000	96,000	0	0	2	2
	7-31	福岡市水産業金融資金	2,364,000	600,385	0	0	0	6
	7-44	福岡市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資	3,440	0	0	0	1	5
	7-54	福岡市中央卸売市場金融資金制度(協調融資)	350,000	140,113	0	0	2	3
	7-74	福岡市中央卸売市場集荷対策金融資金制度 (直接・協調融資)	650,000	383,500	0	0	2	2
住宅都市局	8-1	福岡市九州旅客鉄道筑肥線複線化等事業貸付金	0	0	296,157	0	0	0
	8-8	住宅新築資金等貸付金	0	0	374,073	262,544	1	3
	8-28	住宅建設資金融資	20,300	20,300	0	0	0	1
	8-37	福岡市宅地防災工事資金融資制度	2,467	0	0	0	0	2
	8-48	分譲住宅諸経費貸付 ▲	0	0	17,309	15,309	0	0
道路下水道局	9-1	福岡市水洗便所改造資金貸付金	25,953	11,783	40,809	13,613	3	3
	9-16	福岡北九州高速道路公社特別転貸債	338,000	338,000	57,099,199	0	0	0
	9-22	福岡市建物移転等資金融資 (住宅都市局分を含む)	32,300	12,400	0	0	0	2
水道局	10-1	福岡市水道局給水工事資金融資制度	6,000	375	0	0	0	2
交通局	11-1	高速鉄道事業貸付金	8,500,000	8,500,000	0	0	1	0
教育委員会	12-1	財団法人福岡市教育振興会貸付金	5,361,030	5,222,092	0	0	4	0
	12-16	地域改善対策奨学金	0	0	1,499,099	246,785	0	2
合計			149,735,242	135,679,795	68,812,293	3,785,056	31	74

## 参考資料2

### 民法

(隔地者に対する意思表示)

**第97条** 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 省略

(期限の利益の喪失)

**第137条** 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2. 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
3. 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(時効の援用)

**第145条** 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

**第146条** 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

**第147条** 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(催告)

**第153条** 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(中断後の時効の進行)

**第157条** 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(消滅時効の進行等)

**第166条** 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 省略

(債権等の消滅時効)

**第167条** 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 省略

(判決で確定した権利の消滅時効)

**第174条の2** 確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

## 地方自治法

### 第2条 1～13は省略

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

### 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

#### 2 以下省略

### 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1. ～9. は省略
10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
11. 省略
12. 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
13. 以下省略

### 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（歳入の収入の方法）

### 第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

### 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する

書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前4項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。
- 7 以下省略

(金銭債権の消滅時効)

- 第236条** 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
  - 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
  - 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(財産の管理及び処分)

- 第237条** この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
- 2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
  - 3 普通地方公共団体の財産は、第238条の5第2項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第3項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

(債権)

- 第240条** この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
  - 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
  - 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
    1. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権
    2. 過料に係る債権
    3. 以下省略

(住民監査請求)

- 第242条** 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために

必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 以下省略

(住民訴訟)

**第242条の2** 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第4項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第4項の規定による監査若しくは勧告を同条第5項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

1. 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
  2. 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
  3. 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
  4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 以下省略

## 地方自治法施行令

### 第3款 債権

(督促)

**第171条** 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

**第171条の2** 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。
3. 前2号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続きを含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

**第171条の3** 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

**第 171 条の 4** 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

**第 171 条の 5** 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

**第 171 条の 6** 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
  2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
  3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
  4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
  5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

**第 171 条の 7** 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

## 国の債権の管理等に関する法律

(定義)

**第2条** この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

- 2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。
  1. 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）により法務大臣の権限に属する事項に関する事務
  2. 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務
  3. 弁済の受領に関する事務
  4. 金銭又は物品管理法（昭和31年法律第113号）第35条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務
- 3 以下省略

(管理の基準)

**第10条** 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

- 第11条** 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。
- 2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

(履行延期の特約等をするのできる場合)

- 第24条** 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
  2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
  3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
  4. 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
  5. 以下省略
- 2 歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
  - 3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなっているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなっている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

**第25条** 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をす



る場合には、当該履行延期の特約等をする日)から5年(前条第1項第1号又は第6号に該当する場合には、10年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするのを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

**第26条** 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第24条第1項第1号に該当する場合、当該債権が第33条第3項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(債務名義のあるものを除く。)について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

**第27条** 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

1. 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
2. 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ 第17条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(履行延期の特約等に代わる和解)

**第28条** 歳入徴収官等は、前4条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法(平成8年法律第09号)第275条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(債権に関する契約等の内容)

**第34条** 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者(以下「契約等担当職員」という。)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

**第35条** 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

1. 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。
2. 分割して弁済させることとなっている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。
3. 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

4. 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
5. 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。